

令和二年六月二十六日受領
答弁第二七四号

内閣衆質二〇一第二七四号

令和二年六月二十六日

内閣総理大臣 安倍 晋 三

衆議院議長 大島 理 森 殿

衆議院議員緑川貴士君提出イージス・アシヨア配備計画に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員緑川貴士君提出イージス・アショア配備計画に関する質問に対する答弁書

一及び三について

防衛省においては、陸上配備型イージス・システムの配備に当たっては、地元の皆様の安全を確保するため、弾道ミサイルを迎撃する際に発射する弾道ミサイル防衛用迎撃ミサイル（以下「SM-3」という。）の飛翔経路（しやう）をコントロールすることにより、SM-3から切り離されるブースター（以下単に「ブースター」という。）を陸上における特定の区域内又は海面に落下させる措置を講ずることとし、これらで関係地方公共団体や地元の皆様に対し、その旨の説明を行ってきたところである。

しかしながら、米側との協議を行い、同省において検討を進めてきた結果、SM-3の飛翔経路をコントロールし、ブースターを当該特定の区域内又は海面に確実に落下させるためには、SM-3を含めた陸上配備型イージス・システム全体を大幅に改修することが必要となり、相当のコストと期間を要することが、令和二年五月下旬に判明したところである。

このため、同省においては、陸上自衛隊むつみ演習場及び再調査の対象としていた陸上自衛隊新屋演習場を含む二十箇所の国有地について、同年六月十五日に陸上配備型イージス・システムの配備に関するプ

ロセスを停止することとし、その上で、同月二十四日の国家安全保障会議での議論を踏まえ、これらへの陸上配備型イージス・システムの配備を断念することを同月二十五日に公表したところである。

二について

御指摘の陸上配備型イージス・システムに係る米国の有償援助による調達については、現時点において、新型コロナウイルス感染症の影響による遅延は発生していないことを同国に確認している。